

フロンガスについて

フロンは自然界には存在しない物質で、分解しにくく人体にも無害です。その為、フロンは私たちの生活のいろいろなところで使われ、その便利さから「夢の物質」といわれてきました。

最もたくさんフロンが使われているのは冷媒用途です。モノを冷やしたり、温めたりするための機械を冷凍空調機器と呼んでいますが、これらの機械の多くは、フロンが冷媒として使われているのです。新鮮な魚や肉が食べられるのも、クーラーの効いた快適な空間も、今はフロンによって支えられていると言えます。

しかし、フロンは温室効果ガスの1つで、二酸化炭素の数百倍～数万倍の地球温暖化係数（GWP）があると言われており、地球温暖化の防止のためにも排出抑制・削減に積極的に取り組む必要があります。

そこで、日本では、平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が制定され、業務用冷凍空調機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収、回収されたフロン類の破壊等が進められてきました。

業務用冷凍空調機器の廃棄等を行う際には機器に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならないとされています。

しかし、この時の回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近で4割弱に留まっています。

この様な状況を受け、改正フロン排出抑制法が令和2年4月1日に施行されました。建築物等を解体する場合、解体工事業者は、解体を行う建築物等における第一種特定製品の有無についての事前確認等を行わなければなりません。

第一種特定製品が設置されたまま解体工事に着手し、フロン類を大気に放出した場合は罰則適用の対象となり、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられるため、第一種特定製品の有無について必ず確認してください。

そしてその結果はかならず必要な事項を記載した書面を交付して説明しなければなりません。また、その書面の写しは第一種特定製品の有無に関わらず3年間保存する必要があります。

当社では書類からガス回収を一貫して管理、施行する事が可能です。安いから発注しようは危険がともなう可能性があります。

解体工事やフロン充填機器の廃棄の際にはかならず廃棄物方法、フロンの処理方法を確認するようにしてください。

営業部 鈴木